

【第 6 回機能性表示制度検討会資料】

2014年5月30日

農研機構 食品総合研究所 大谷敏郎

消費者庁提出機能性表示の在り方について（対応方針（案））に対する意見

1. 【適切な研究レビューによる実証（対処方針（案） p.5）】

生鮮食品は、有効成分が多量に含まれているサプリメントと異なり、有効成分以外の栄養成分などが多く含まれているため、有効性はマイルドである。また、有効成分含有量も天然物のため生鮮食品ごとに変動があり、エビデンスの考え方はサプリメントとは異なるものと考えている。

生鮮食品の機能性表示のためのエビデンスの取得に関しては、①食品そのものによるヒト介入試験、②観察研究（縦断研究）もしくは、③観察研究（横断研究）と有効成分によるヒト介入試験の組合せなどが考えられる。

例えば、

- ① タマネギのケルセチンの場合、ケルセチンをほとんど含まない品種が存在するため、ケルセチンを有効成分とするタマネギ丸ごとのヒト介入試験が可能である。また、大豆のβ-コングリシニンの場合、β-コングリシニン含有量が大きく異なる品種（1：10程度）が存在するため、β-コングリシニンを有効成分とする大豆加工食品のヒト介入試験が可能である。

しかし、このような例はまれであり、多くの生鮮食品は、有効成分が少なからず含有されており、プラセボの作成ができず、ヒト介入試験の実施が困難である。

そこで、例えば温州みかんの場合、

- ② 温州みかんの縦断研究による温州みかんのエビデンス、
③ 温州みかんの横断研究とβ-クリプトキサンチンによるヒト介入試験との組合せ評価、
等が考えられる。このうち、③の評価でも、β-クリプトキサンチンを有効成分として表示可能な温州みかんのエビデンスとすることができるのではないかと考える。

2. 【未成年者や妊産婦の表示について（対処方針（案） p.6）】

生鮮食品や一部の加工食品の場合、有効成分だけを摂取することが目的ではなく、その他栄養成分等も含めて、食事バランスを整えるという大きな意味を持っている。従来から食べられている生鮮食品や一部の加工食品においては、食経験が十分にあり安全性上のリスクはないと考えられるので、未成年者、妊産婦などにも食べて頂きたいと考える。この項に記載されている、「未成年者、妊産婦（妊娠計画中の者を含む。）

及び授乳婦を対象としたものではない旨との表示」を行うことにより、未成年者、妊産婦、授乳婦などが機能性の表示された生鮮食品や一部の加工食品の摂取を控える、という誤解を生じさせる可能性がある。

そこで、少なくとも生鮮食品においては、「未成年者、妊産婦（妊娠計画中の者を含む。）及び授乳婦を対象としたものではない旨の表示」を削除して頂きたい。また、一部の加工食品（豆腐、納豆、味噌、牛乳、ヨーグルト、バター、パン、麺類、緑茶、紅茶など）の表示の要否についても議論して頂きたい。

3. 【容器包装への表示（対応方針（案）p.6）】

生鮮食品の場合、調理（焼く、茹でる、煮る、炒めるなど）した被験品を使ってエビデンスを取得している食品が多い。そこで表示する際には、摂取目安量とともにエビデンスを取得した摂取方法を表示してはどうか。

例：ハウレンソウ

摂取目安量：1日に1袋（お浸しにして食べる場合）

緑茶

摂取目安量；1回に3gを使用して、1日に2回（熱湯で十分浸出して食後に飲む場合）

以上